

埼玉教育の振興に関する大綱 の改定について

令和5年6月9日
総合教育会議

第1 大綱の位置付け

教育振興基本計画(国) (教育基本法第17条第1項)

策定主体：政府

- ・ 教育振興に関する施策の基本的な方針や講ずべき施策などに関する基本的な計画
- ・ 計画期間は5年間（現行計画：平成30年度～令和4年度）
- ・ 令和5年3月に中央教育審議会から次期計画についての答申がなされた。

参酌する

埼玉教育の振興に関する大綱 (地教行法第1条の3)

策定主体：知事

- ・ 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や根本となる方針
- ・ 大綱の策定・変更は、総合教育会議で協議することとされている。

参酌する

踏まえて作成

埼玉県教育振興基本計画 (教育基本法第17条第2項)

策定主体：埼玉県、埼玉県教育委員会

- ・ 本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- ・ 計画期間は5年間（現行計画：令和元年度～令和5年度）

第2 現在の大綱

<構成・内容>

1 これからの社会において育成すべき「人財」

2 施策の根本的な方針

- (1) 確かな学力と変化の激しい社会を生き抜く力の育成
- (2) 豊かな心と健やかな体の育成
- (3) 様々な課題を抱えた子供たちへの教育を通じた支援
- (4) 社会の変化に対応した高校教育
- (5) 家庭・地域の教育力を向上し、相互に支え合うための絆づくり
- (6) 生涯にわたる学びの支援とスポーツの推進
- (7) 教職員の資質・能力の向上

3 明日の埼玉教育のために

<策定の経緯>

平成27年12月 大綱を策定

1 これからの社会において育成すべき「人財」

次のような「人財」を育成することを目指します。

- (1) 自らの力で人生を切り拓き、自分の人生に満足できる生涯を送ることができる
- (2) 「ならぬことはならぬものです」といった人としての基本を身に付けている
- (3) 異なる考えや多様な価値を受け入れることができる広い視野と寛容心を持っている
- (4) 「世のため、人のため、後のため」という公の心を持ち、地域や埼玉そして日本の将来を考えることができる
- (5) 郷土や我が国の歴史、文化を誇りに思い、世界から尊敬される

2 施策の根本的な方針

次の7つの根本的な方針に基づき、「人財」を育成します。

- (1) 確かな学力と変化の激しい社会を生き抜く力を育成します。
ア 変化の激しい社会において新しい価値を生み出す源は、創造力です。そして、一人一人が創造力を身に付けるためには、基礎学力が大切です。そこで、子供たちが学習内容をきちんと身に付けているか、授業ごと、単元ごと、学期ごとに繰り返し確認することを大切にしていきます。さらに、「読む」と「聞く」という力に加えて、「書く」と「話す」という力を強め、発表や表現をする力を身に付けるようにしていきます。
イ 社会の変化に対応するためには、論理的な思考力や自分で問題を解決していく能力が必要です。そのためには、教職員が子供たちに一方的に教えるのではなく、子供同士が学び合い、想像力を養い、自ら学ぶとする意欲を高めるような「学びの改革」を進めます。
ウ 基礎学力と論理的思考力、問題解決力が身に付いたかを検証するためには、一人一人の学力の伸びを確認し、改善につなげていく必要があります。さらに、全国で初めて実施した一人一人の学力を測る県学力・学習状況調査を行い、結果を分析・活用して教職員の教える力を向上させます。
- (2) 豊かな心と健やかな体を育成します。
ア 一人一人がその能力と可能性を開花させるためには、豊かな人間性や社会性を身に付けることが必要不可欠です。つまり、人には優しく親切に、自分がやられて嫌なことは人にはほしくないということです。そこで、林間学校や臨海学校などの自然体験、社会体験や職場体験など子供たちが切磋琢磨する機会を充実させます。
イ いじめや不登校、高校中退など、子供たちにとって大きな問題です。そのような課題を抱えた子供たち一人一人にもその能力と可能性を開花できるようあらゆる手を講じなければなりません。そこで、教職員が専門性を高めつつ、専門家と協力しながら、子供たちを全力で支援していきます。
- (3) 様々な課題を抱えた子供たちに教育を通じて支援します。
経済的格差や家庭の教育力の低下、発達障害など、子供たちが抱える様々な課題により、その能力と可能性の芽が摘み取られることがあってはいけません。そのため、日本一の理学会制度を進めるとともに、生活保護受給世帯・生活困窮世帯の子供たちを対象とした学習支援を行うことで、すべての子供たちにチャンスを与え、その能力と可能性を開花できるよう、教育を通じて支援を行います。
- (4) 社会の変化に対応した高校教育を進めます。
ア 社会の変化に対応した魅力ある高校を作ることが「人財」

育成には必要です。そのため、新たな投資を行い、再編整備を行い、県立高校の活性化や特色化を進めます。

イ グローバル化の進展に対応するには変化の激しい社会をけん引できる国際感覚を持った「人財」も必要です。そこで、世界の哲学や芸術文化などの深い教養を身に付けることや世界のリーダーと交際することを通じてリーダーシップを育成します。

ウ 明日の埼玉の産業を担うため、産業構造の変化に対応できる「人財」の育成とともに、伝統産業を継承する「人財」の育成も重要です。そこで、高度な職業「人財」を育成するとともに、大学など高等教育機関への進学もできる専門高校づくりを目指します。

(5) 家庭・地域の教育力を向上し、相互に支え合うための絆づくりを進めます。

ア 少子高齢化や核家族化により、家庭では、子育てについて悩みや不安を抱え、孤立している状況もあります。安心して子育てできる環境が必要です。そこで、これから期になる世代や子育て中の期に対して、親としての力を高めるため、親の学習を充実させます。

イ 教職員、保護者、地域の人々が手を組み、一つとなって県民全体で子供を育てることで、家庭の絆や地域の絆が深められ、学校の教育力も高まります。そこで、学校応援団をはじめ、家庭や地域と連携した教育活動を一層充実します。

(6) 生涯にわたる学びの支援し、スポーツの推進を図ります。

ア 生涯にわたる多様な学びは、人生を豊かにします。地域における様々な場で、生涯にわたって学習できる環境を整備するとともに、学びの成果を生かせるよう支援していきます。

イ 人々に安らぎや感動、生きる喜びをもたらす文化芸術は大切なものです。文化芸術活動の支援や埼玉に根ざした伝統文化の学びの機会を拡充し、文化芸術の振興や伝統文化の継承を図ります。

ウ スポーツは、心身の健康の保持・増進だけでなく、社会のルールを守る訓練にもなり、青少年の健全育成や地域社会の再生など県民生活において多面にわたる効果が期待されます。そこで、東京オリンピック・パラリンピックなどを契機に、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しめる取組を充実させます。

(7) 教職員の資質・能力の向上を図ります。

アメリカの教育学者のウィリアム・アースワースは、「凡庸な教師はただ話す。よい教師は説明する。優れた教師は自らやってみせる。そして、卓越した教師は心に火をつける。」と語っています。学校教育の質の維持向上を図るためには、子供たちの心に火をつけるような、優れた指導力と使命感を兼ね備えた教職員の育成が不可欠です。そのため、教職員同士が学び合い、高め合う機会を充実させます。

3 明日の埼玉教育のために

教育は、学校教育だけでは成り立ちません。社会が変化している今、「公助」に置きが置かれた教育を進めることは難しくなります。また、子供たちや保護者による「自助」だけでも対応できません。学校応援団や地域見守りの活動に見られるような、学校と家庭と地域が協力し合う「共助」の観点が見えつつ重要になってきています。

県民の皆様とともに、埼玉の子供たち一人一人が、その能力と可能性を開花させられるよう、学校、家庭、地域が一つとなって子供たちを育てていきたいと考えています。

明日の埼玉を築き上げていく子供たちの将来のために、埼玉県教育、学術、文化、スポーツの振興の根本的な方針として、ここに「埼玉教育の振興に関する大綱」を定めます。

※この大綱は、法律に基づき、埼玉県知事が定めたものであり、本県の教育、学術、文化、スポーツの振興に関する総合的な目標や施策の根本となる方針です。
問合せ／埼玉県教育庁教育総務部教育政策課 〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL048-830-6990

第3 中央教育審議会「次期教育振興基本計画について(答申)」(抜粋)

総括的な基本方針・コンセプト

2040年以降の社会を見据えた
持続可能な社会の創り手の育成

日本社会に根差したウェルビーイングの向上

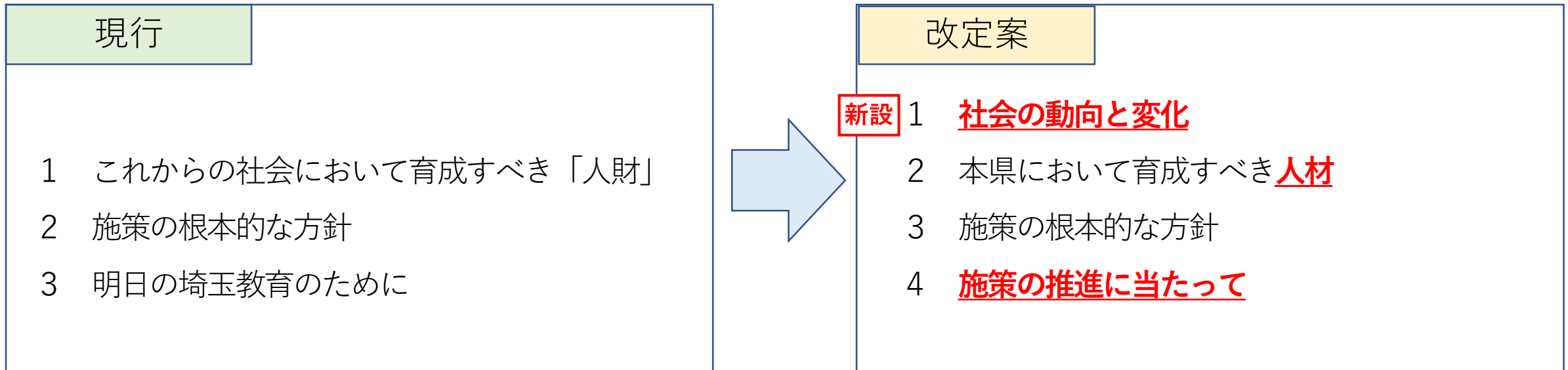
5つの基本的な方針

①	グローバル化する社会の持続的な発展に向けて 学び続ける人材の育成	主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善 外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進 など
②	誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す 共生社会の実現に向けた教育の推進	多様な教育ニーズへの対応、子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進、ICT等の活用による学び・交流機会等の向上
③	地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた 教育の推進	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化 など
④	教育デジタルトランスフォーメーション（DX） の推進	GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、教育データの分析・利活用の推進、デジタルの活用とリアル活動の学習場面等に応じた最適な組合せ など
⑤	計画の実行性確保のための基盤整備・対話	指導体制・ICT環境等の整備、学校における働き方改革の更なる推進、NPO・企業等多様な担い手との連携・協働 など

第4 大綱改定の方向性

- ・新たに策定される国の教育振興基本計画（現時点では中教審答申）を参酌する。
- ・「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」との整合を図る。
- ・「本県において育成すべき人材」の背景となる「社会の動向と変化」を新設する。

<構成の見直し案>



○改定の考え方

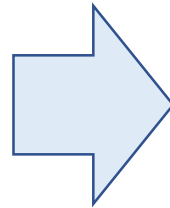
現行の育成すべき「人財」像を継承し、県5か年計画及び、国の教育振興基本計画（中教審答申）を参考に文言を整理

現行

1 これからの社会において育成すべき「人財」

次のような「人財」を育成することを目指します。

- (1) 自らの力で人生を切り拓き、自分の人生に満足できる生涯を送ることができる
- (2) 「ならぬことはならぬものです」といった人としての基本を身に付けている
- (3) 異なる考えや多様な価値を受け入れることができる広い視野と寛容な心を持っている
- (4) 「世のため、人のため、後のため」という公の心を持ち、地域や埼玉そして日本の将来を考えることができる
- (5) 郷土や我が国の歴史、文化を誇りに思い、世界から尊敬される



改定案

2 本県において育成すべき人材

社会の動向と変化を踏まえ、次のような人材を育成することを目指します。

- (1) 自らの力で人生を切り拓き、自分の人生に幸せや生きがいを感じることができる
→ **国計画** 総括的な基本方針「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」
「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を参考
- (2) 規範意識が高く、責任を持って行動できる
→ **5か年** 針路5「未来を創る子供たちの育成」を参考
- (3) 多様な他者を価値のある存在として尊重し、連携・協働できる
→ **国計画** 総括的な基本方針「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」を参考
- (4) 公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画できる
→ **国計画** 目標6「主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成」を参考
- (5) 郷土や我が国の伝統と文化を尊重し、国際社会の一員として活躍できる
→ **国計画** 目標4「グローバル社会における人材育成」を参考

○改定の考え方

- (1)～(6)：「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」の分野別施策に合わせ整理
- (7)：国の教育振興基本計画の基本的な方針を参考に項目を新設

現行

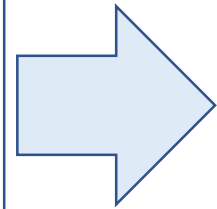
2 施策の根本的な方針

- (1) 確かな学力と変化の激しい社会を生き抜く力を育成します。
- (2) 豊かな心と健やかな体を育成します。
- (3) 様々な課題を抱えた子供たちに教育を通じて支援します。
- (4) 社会の変化に対応した高校教育を進めます。
- (5) 家庭・地域の教育力を向上し、相互に支え合うための絆づくりを進めます。
- (6) 生涯にわたる学びを支援し、スポーツの推進を図ります。
- (7) 教職員の資質・能力の向上を図ります。

改定案

3 施策の根本的な方針

- (1) 確かな学力と自立する力を育成します。
→ **5か年** 施策19「確かな学力と自立する力の育成」を参考
- (2) 豊かな心と健やかな体を育成します。
→ **5か年** 施策20「豊かな心と健やかな体の育成」を参考
- (3) **多様なニーズに対応した教育**を推進します。
→ **5か年** 施策21「多様なニーズに対応した教育の推進」を参考
- (4) **質の高い学校教育**を推進します。
→ **5か年** 施策22「質の高い学校教育の推進」を参考
- (5) 家庭・地域の教育力の向上を図ります。
→ **5か年** 施策24「家庭・地域の教育力の向上」を参考
- (6) 生涯にわたる学びを支援し、**文化芸術の振興**やスポーツの推進を図ります。
→ **5か年** 施策26「生涯にわたる学びの推進」、**5か年** 施策34「文化芸術の振興」、**5か年** 施策35「スポーツの振興」を参考
- 新設** (7) **教育デジタルトランスフォーメーション**を推進します。
→ **国計画** 基本的な方針「教育デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進」を参考



統合

新設

3 施策の根本的な方針

次の七つの根本的な方針に基づき人材を育成します。

(1) 確かな学力と自立する力を育成します。

ア 変化の激しい社会を生き抜くためには、基礎的・基本的な知識や技能とともに、どのような変化にも柔軟かつ創造的に対応できる力が求められます。そこで、データに基づき、一人一人の学力を確実に伸ばす教育を実践するとともに、主体的・対話的で深い学びや、教科等横断的な学習、探究活動の推進などを通じて、思考力、判断力、表現力や主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を育成します。

イ 社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくため、社会人、職業人としての基礎となる知識や技能など、自ら人生を切り拓く力を育成します。

ウ 我が国の歴史や伝統・文化を尊重しつつ、地球規模の諸課題を自ら発見し、解決に向けた行動を起こすとともに、グローバルな視野で活躍することができる、持続可能な社会の創り手を育成します。

(2) 豊かな心と健やかな体を育成します。

ア 子供の健やかな成長のためには、豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力などを育むことが必要です。そこで、家庭・地域・企業等と連携した体験・交流活動などを通じて、豊かな人間性や社会性、多様性への理解を育むとともに、他者を思いやる心や人権感覚を育成します。

イ 体力は、あらゆる活動の基本であり、身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わります。そこで、生活習慣の確立につながる活動や食育を推進するとともに、学校での体育的活動、身近な地域のスポーツ環境の充実を図ることで、体力を向上させ、全ての子供たちの健康の保持増進に努めます。

(3) 多様なニーズに対応した教育を推進します。

ア 障害のある子供の自立と社会参加に向けて、障害の有無にかかわらず、全ての子供が共に学ぶ環境を整備すると同時に、一人一人の状況に応じた教育を進めることが重要です。そこで、障害のある子供と障害のない子供が共に過ごすための条件整備とともに、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備を進めることにより、インクルーシブ教育システムの充実を図ります。

イ 不登校や日本語指導が必要な児童生徒、LGBTQなど、一人一人の状況に応じた適切な支援が必要です。また、いじめ、児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、子供の抱える困難は多様化、複雑化しています。そこで、誰一人取り残さず、全ての子供たちの可能性を引き出すため、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行います。

(4) 質の高い学校教育を推進します。

新しい時代に求められる資質・能力を育むためには、質の高い学校教育の推進が必要です。そこで、優れた教職員の確保や教職員研修の充実、働き方改革を推進し、児童生徒に向き合う時間を確保するなど指導體制の充実を図ります。また、安全で快適な学校環境を整備するとともに、社会のニーズに応える魅力ある学校づくりを進め、一人一人に応じた公平で質の高い教育を全ての児童生徒に提供します。

(5) 家庭・地域の教育力の向上を図ります。

ア 家庭は、乳幼児期からの自己肯定感・自己有用感を育むとともに、基本的な生活習慣などを身に付ける上で重要な役割を担っています。そこで、これから親になる世代や子育て中の親に対する、「親の学習」など家庭教育支援を充実します。

イ 学校・家庭・地域が連携・協働することによる、子供たちが安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で子供たちを育む学校づくりが重要です。そこで、全ての公立小中学校等で、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進するなど、地域の教育力の向上を図ります。

(6) 生涯にわたる学びを支援し、文化芸術の振興やスポーツの推進を図ります。

ア 人生100年時代をより豊かに生きるためには、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、学習の成果を働くことや地域社会の課題解決につなげていくことが一層重要になっていきます。そこで、全ての県民に社会の変化にも対応した豊かな生涯学習の機会を提供するとともに、学びの成果を生かせるよう支援します。

イ 文化芸術は人々の創造性を育み、感動や安らぎを与え、心豊かな生活をもたらします。そこで、文化芸術活動を支援するとともに、地域に根差した伝統文化について、後継者の育成・支援や理解を深める取組を進め、文化芸術の振興や伝統文化の継承を図ります。

ウ スポーツは、心身の健康増進と体力向上だけでなく、健康長寿社会や共生社会の実現、地域の活性化など、県民生活において多面にわたる効果が期待されます。そこで、県民誰もが生涯にわたってスポーツに親しめる環境の充実を図ります。

(7) 教育デジタルトランスフォーメーションを推進します。

ア 社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進に向けた環境整備が加速していく中で、教育の分野においてもデジタル技術の徹底的な活用やデジタルインフラなどの戦略的な構築により、新しい価値を生み出す変革が求められています。そこで、学校におけるICTを活用した児童生徒の豊かな学びや校務DXを通じた教育データの利活用などに取り組めます。

イ 誰もが生涯を通して自ら学び、社会で継続的に活躍できるよう、社会教育施設におけるデジタル技術の活用などにより、新たな交流・活躍の場、新たな学びの創出を図ります。

現行

3 明日の埼玉教育のために

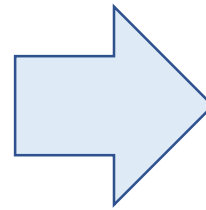
教育は、学校教育だけでは成り立ちません。社会が変化している今、「公助」に重きが置かれた教育を進めることは難しくなります。

また、子供たちや保護者による「自助」だけでも対応できません。

学校応援団や地域見守りの活動に見られるような、学校と家庭と地域が協力し合う「共助」の観点がますます重要になってきています。

県民の皆様とともに、埼玉の子供たち一人一人が、その能力と可能性を开花させられるよう、学校、家庭、地域が一つとなって子供たちを育てていきたいと考えています。

明日の地域や埼玉そして日本を支える子供たちの将来のために、埼玉県教育、学術、文化、スポーツの振興の根本的な方針として、ここに「埼玉教育の振興に関する大綱」を定めます。



改定案

4 施策の推進に当たって

教育は、学校だけで行われるものではなく、家庭や地域、企業などと連携しながら、社会全体で進めることが大切です。

県民の皆様とともに、「ワンチーム埼玉」で未来の担い手である子供たちを育み、全ての子供たちが夢と希望をもって幸せをつかめる社会の実現を目指します。

明日の地域や埼玉そして日本を支える子供たちの将来のために、ここに「埼玉教育の振興に関する大綱」を定めます。